

足元の状況を受けたポートフォリオ・マネージャーのコメント

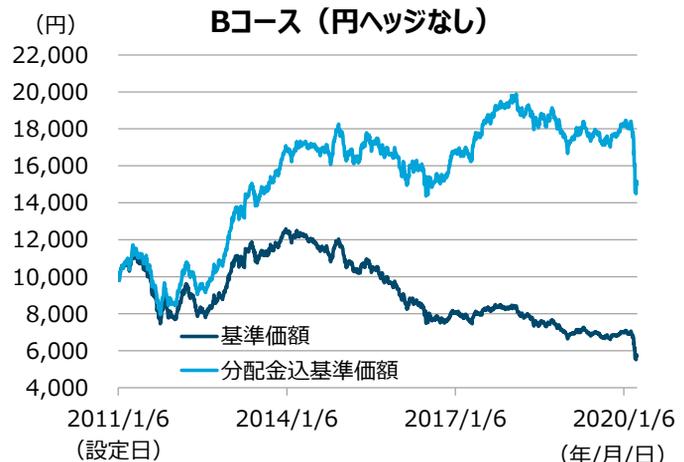
- ◆ 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により景気減速懸念が強まったことや原油価格の急落を受け、各国の金融市場が混乱状態にある中、当ファンドの基準価額は大幅下落しました。
- ◆ 一方、今後に関しては当ファンドではユーロ・ハイ・イールド債券市場に『強気』な見通しを有しています。
- ◆ さらに下落する可能性に対し最大限の注意を払いつつも、機動的な銘柄選択及びポートフォリオの構築が収益獲得に繋がると見えています。

【図表】設定来の基準価額の推移

2011年1月6日（設定日）～2020年3月31日、日次、騰落率は2020年3月31日時点



Aコース騰落率	
2020年2月末比	-15.4%
2019年末比	-15.7%
2017年末比	-12.7%
2015年末比	1.4%
設定来	37.2%



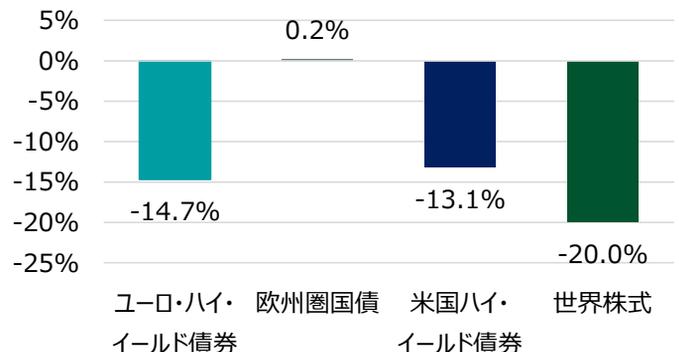
Bコース騰落率	
2020年2月末比	-16.6%
2019年末比	-17.9%
2017年末比	-23.1%
2015年末比	-8.7%
設定来	50.1%

【現状認識】

ユーロ・ハイ・イールド債券市場は、主に以下の理由から大幅に下落しました。

- 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、リスク回避姿勢が強まり、高リスク資産が軒並み売られたこと。
- イタリアやスペインの死者数が世界全体の約半数を占める等、新型コロナウイルスが欧州各国に与える影響が甚大であること。
- 感染対策として各国がロックダウン措置等を実施、またそれが長期化する可能性があることで、欧州景気が悪化するとの懸念が強まったこと。

【図表】ユーロ及び米国ハイ・イールド債券と欧州圏国債、世界株式の年初来騰落率（指数、現地通貨）
 2020年3月31日時点



※ 基準価額、分配金込基準価額は、1万口あたり、信託報酬控除後の値です。

※ ファンドには購入時手数料がかかります。詳しくは7ページをご参照ください。

※ ファンドの騰落率は分配金込基準価額で計算しています。分配金込基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算した値であり、実際の投資家の運用成果とは異なります。

※ 過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

※ データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

出所：Bloombergのデータを基にドイチェ・アセット・マネジメント株式が作成

DWS ユーロ・ハイ・イールド債券ファンド

(毎月分配型) Aコース (円ヘッジあり) / Bコース (円ヘッジなし)
 (年1回決算型) Cコース (円ヘッジあり) / Dコース (円ヘッジなし)
 追加型投信 / 海外 / 債券

【『強気』見通しの背景：各国の金融/財政政策によるフルパッケージでのサポート】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ヒト・モノの移動が制限されています。その結果、サプライチェーンが寸断され、日常生活を含め、世界経済全体に多大なる影響が及ぶとの懸念が強まっています。

このような中、各国当局は**企業が資金調達し易い環境を金融/財政両面**から整えることで、**ユーロ圏経済全体をサポート**していくことを目指しています。

【ご参考】ユーロ圏における金融/財政政策：2020年3月27日時点

<欧州中央銀行の政策>

- 臨時の資金供給 (LTRO) 実施：2020年6月開始予定のTLTRO IIIまでのつなぎ資金供給
- 新規の資金供給制度「TLTRO III」の条件緩和：貸出金利の引き下げ等
- 企業への貸出可能額を30%から50%へ引き上げ、銀行貸出額は1兆ユーロから3兆ユーロへ拡大
- 銀行の資本要件を緩和
- 7,500億ユーロ規模の緊急資産購入プログラム導入：ギリシャ国債や金融機関以外のコマーシャルペーパー (CP) も購入対象に
- 購入する資産のそれぞれの額に対するガイドライン (経済規模や発行額等で決定) は維持するものの、より『柔軟な形』で、資産クラスや購入額等を変更可能に
- 月額資産購入額は総額1,000億ユーロ以上に

<ユーロ圏各国、EU (欧州連合) の財政政策等>

国・地域	財政政策等
ドイツ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補正予算 (1,560億ユーロの国債を発行) による就労者ならびに零細企業・個人事業主への支援 ● 企業の救済を目指し、およそ6,000億ユーロの基金を設立
フランス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一次帰休手当、税・社会保険料の支払い延期、企業への支援金等に450億ユーロ ● 資金繰りに困った企業に銀行からの資金を流れやすくするため、法人向け新規の銀行融資に総額3,000億ユーロの公的信用保証枠を設立
イタリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総額250億ユーロの以下を対象とする追加対策を発表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労者の失業対策や雇用に対する支援 ・ 家計及び企業の資金繰りに対する支援 ・ 感染の封じ込め、予防対策、医療体制への支援 ・ 納税期限の延長など税制面の支援
スペイン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2,000億ユーロ規模の追加対策で、企業の資金繰りや雇用の維持等に対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一次帰休の適用要件緩和 (従業員は受給条件を満たしていなくても失業給付を受けることが可能に、また企業には社会保険料減免措置が適用される) ➢ 企業の資金繰り支援として信用保証枠を設置
EU 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しく導入された「コロナ対策投資イニシアチブ」の下、医療システム等を対象とする経済対策に370億ユーロの拠出を提案 ● EUが持つ資金から280億ユーロを活用 ● 欧州投資銀行は欧州連合の財務相に対し、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた中小企業に対し280億ユーロから400億ユーロの支援が実施可能と表明

DWS ユーロ・ハイ・イールド債券ファンド

(毎月分配型) Aコース (円ヘッジあり) / Bコース (円ヘッジなし)
 (年1回決算型) Cコース (円ヘッジあり) / Dコース (円ヘッジなし)
 追加型投信 / 海外 / 債券

【今後の運用方針】

セクター別では、原油価格の低迷が続いていることからエネルギーセクターには注視が必要と考えています。また、旅行や外食、レジャー、空運といったセクターは新型コロナウイルスの影響が大きく、業績が悪化すると予想されます。

このような中、当ファンドでは、新型コロナウイルスの影響を受けにくいと考えられるセクター、具体的には電気通信・メディア・不動産・包装・食料飲料・サービス（オンライン、非耐久消費財）等で、ハイ・イールド債券の中では相対的に格付の高いBB格相当の銘柄を選好する方針です。

特に、直近発表されている各国の財政政策は将来的には局面を打開する規模のものと考えています。新型コロナウイルスの感染拡大に対する懸念や市場の不透明感が継続する一方で、リスク・リターンベースで中長期的に魅力が高く、投資妙味のある銘柄をポートフォリオに組み入れる良い機会と考えています。

ダウンサイドリスクに最大限の注意を払いつつも、機動的な銘柄選択及びポートフォリオの構築がユーロ・ハイ・イールド債券運用戦略における超過収益の源泉に繋がると捉えています。

<ご参考> 過去の下落局面を検証

過去の下落局面を検証すると、ユーロ・ハイ・イールド債券市場の回復は相対的に早かったと言えます。

これは、もともと利回り水準の高いユーロ・ハイ・イールド債券の価格が大きく下落することで、更に高利回りとなったことがあると考えられます。その結果、『割安』と判断され、資金が流入したものと見込まれます。

また、原則として、デフォルトしない限り満期には元本が還元されるという債券の特性により、リスク回避姿勢が強まった局面では、株式市場を上回る形で回復し易いという点があると考えられます。

【ご参考】ユーロ・ハイ・イールド債券（指数、現地通貨）の推移
 2003年12月末～2020年3月末、月次



過去の下落局面	期間	回復に掛かった月数
①リーマンショック	2008年5月～2009年7月	約14カ月
②欧州債務危機	2011年5月～2012年2月	約9カ月
③中国景気減速懸念等による原油安	2015年11月～2016年4月	約5カ月
④米中貿易摩擦や欧州政局不安等による景気減速懸念	2018年9月～2019年2月	約5カ月

ユーロ・ハイ・イールド債券レポート



DWS ユーロ・ハイ・イールド債券ファンド

(毎月分配型) Aコース (円ヘッジあり) / Bコース (円ヘッジなし)
(年1回決算型) Cコース (円ヘッジあり) / Dコース (円ヘッジなし)
追加型投信 / 海外 / 債券

ファンドの特色

- 1** ユーロ建の高利回り社債(ハイ・イールド債券)等を実質的な主要投資対象とし、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2** 毎月分配型 / 年1回決算型ともに「円ヘッジあり」と「円ヘッジなし」のコースから選択できます。
- 3** 各ファンドはファンド・オブ・ファンズ的方式で運用を行います。
- 4** <毎月分配型>は毎月、<年1回決算型>は年1回決算を行い、収益分配を行います。

上記ファンドの特色は抜粋であり、詳細については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

(注)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、変動のある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

① 信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落(価格がゼロとなることもあります。)し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが実質的に主要投資対象とするハイ・イールド債券等の格付の低い債券は、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低く、発行者の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

② 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが実質的に主要投資対象とするハイ・イールド債券の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

③ 為替変動リスク

<Aコース / Cコース>
ファンドの実質的な保有外貨建資産(ユーロ建資産)について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に対円での為替ヘッジを行うことができないと限らないため、ユーロの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、円とユーロの金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。
<Bコース / Dコース>
ファンドの実質的な保有外貨建資産(ユーロ建資産)について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、ユーロの対円での為替変動の影響を受けます。したがって、為替相場がユーロに対して円高になった場合は、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

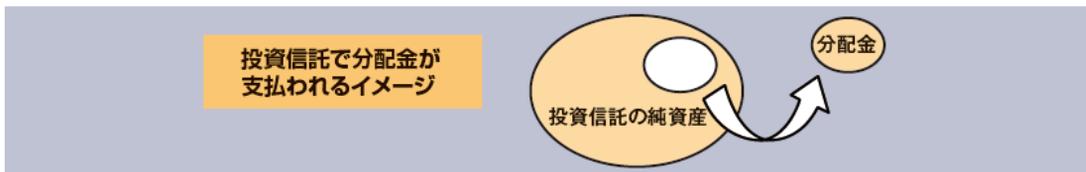
急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- 各ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み(ファンドへの資金流入)または大量の換金申込み(ファンドからの資金流出)があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

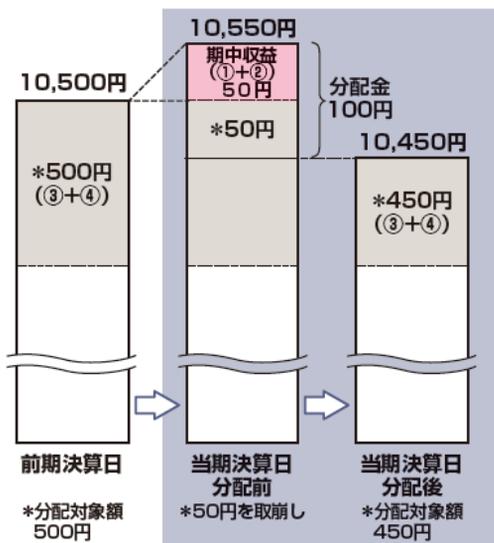
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



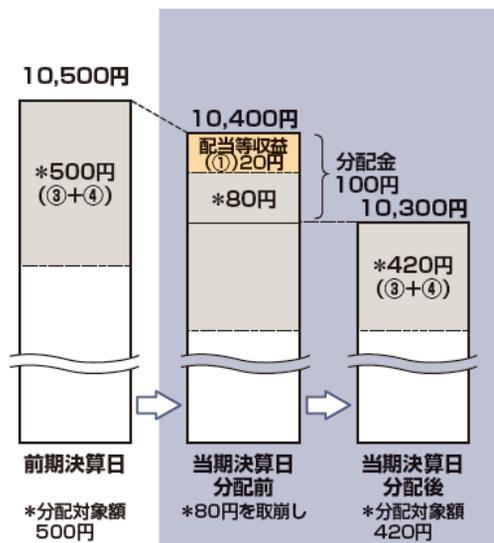
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

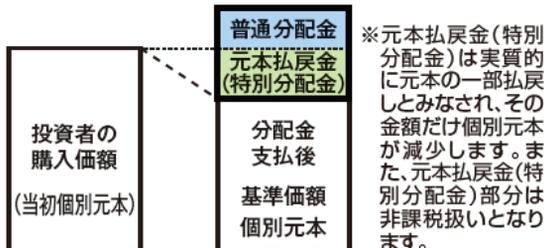


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

手続・手数料等

お申込みメモ

申込締切時間／ 購入・換金申込 受付不可日	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルトの銀行休業日またはルクセンブルクの銀行休業日に該当する日には、受付を行いません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
信託期間／ 繰上償還	Aコース／Bコース:信託設定日(2011年1月6日)から無期限 Cコース／Dコース:信託設定日(2017年11月17日)から無期限 ただし、各ファンドについて残存口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	Aコース／Bコース:原則として毎月24日(休業日の場合は翌営業日)とします。 Cコース／Dコース:原則として毎年5月24日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	Aコース／Bコース:年12回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 Cコース／Dコース:年1回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注)将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 (注)法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	実質的な負担(①+②)	信託財産の純資産総額に対して年率 1.638%程度(税込)
	運用管理費用(信託報酬)	①当ファンド ②投資対象とする投資信託証券 信託財産の純資産総額に対して年率1.188%(税抜1.08%) 実質年率0.45%以内
その他の費用・手数料		当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、対円での為替ヘッジに係る報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10%を上限 とします。「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

販売会社	当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/ 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、 一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。

- 当資料はドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。
- 当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用・税金等を考慮していません。
- 当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の価値のある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
株式会社関西西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第117号	○		○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			*
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

<当資料で使用した指数に関する留意事項>

ユーロ・ハイ・イールド債券：ICE BofA Euro High Yield Constrained Index、米国ハイ・イールド債券：ICE BofA US High Yield Constrained Index、欧州圏国債：ICE BofA Euro Government Index、世界株主：MSCIワールド指数（配当込み）

ICE® BofA®はICE Data Indices, LLC又はその関係会社（以下、「ICE Data」といいます。）が権利を有する商標であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ICE BofA Euro High Yield Constrained Index、ICE BofA US High Yield Constrained Index、ICE BofA Euro Government Indexとあわせてその使用許諾を得ています。なおICE Dataは本インデックスが参照される可能性のある当社のいかなる商品についても当社についてもスポンサー、保証、販売、または販売促進を行うものではありません。ICE Dataは有価証券投資一般及びファンドへの投資の妥当性並びに本インデックスが証券市場全般の利回りに追従する能力について何ら表明又は保証するものではありません。ICE Data及びそのサードパーティ・サプライヤーは、明示又は黙示を問わずいかなる保証も行わずに、かつ本インデックス、本インデックスの値又は本インデックスに含まれるいかなるデータに関する、一切の商品性又は特定の目的における適合性の保証を明確に否定します。ICE Dataは、いかなる場合においても、特別損害、懲罰的損害、直接損害、間接損害又は結果的損害（逸失利益を含みます）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、一切責任を負わないものとします。

ICE Data Indices, LLC or its affiliates ("ICE Data") own or have rights to the ICE® BofA® trademarks and they have been licensed together with ICE BofA Euro High Yield Constrained Index, ICE BofA US High Yield Constrained Index, and ICE BofA Euro Government Index, for use by LICENSEE. Neither the LICENSEE nor the Fund is sponsored, endorsed, sold or promoted by ICE Data. ICE Data makes no representations or warranties regarding the advisability of investing in securities generally, in the Fund particularly, the Trust or the ability of the Index to track general stock market performance.

ICE DATA AND ITS RESPECTIVE THIRD PARTY SUPPLIERS MAKE NO EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, AND HEREBY EXPRESSLY DISCLAIMS ALL WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE WITH RESPECT TO THE INDEX, INDEX VALUES OR ANY DATA INCLUDED THEREIN. IN NO EVENT SHALL ICE DATA HAVE ANY LIABILITY FOR ANY SPECIAL, PUNITIVE, DIRECT, INDIRECT, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING LOST PROFITS), EVEN IF NOTIFIED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

MSCIワールド指数は、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。